

地方創生の推進に向けた連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、静岡市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、静岡市の喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の推進を図るため、甲及び乙が有する能力、資産等を活用し、相互に連携して取り組むために必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 観光振興及び市政情報の発信に関すること
- (2) 市民協働によるまちづくりに関すること
- (3) 多文化共生のまちづくりに関すること
- (4) その他、地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月17日

（甲）静岡市長

（乙）日本郵便株式会社東海支社

経営管理本部長

田辺信宏

松島功治

(別表 静岡市内郵便局一覧)

静岡中央郵便局	静岡南郵便局	静岡西郵便局	清水郵便局	落合郵便局
井川郵便局	賤機郵便局	大河内郵便局	清沢郵便局	日向郵便局
服織郵便局	静岡美和郵便局	中藁科郵便局	静岡安倍口郵便局	静岡安東郵便局
静岡新富郵便局	静岡新通郵便局	静岡七間郵便局	静岡井宮郵便局	静岡安西郵便局
静岡城西郵便局	静岡馬場郵便局	静岡県庁内郵便局	静岡駒形郵便局	静岡秋山郵便局
静岡籠上郵便局	静岡松富郵便局	松岡上土郵便局	麻機郵便局	静岡太田町郵便局
静岡城北郵便局	静岡長沼郵便局	静岡横田郵便局	静岡鷹匠郵便局	静岡伝馬郵便局
静岡北安東郵便局	静岡沓谷郵便局	静岡南沼上郵便局	静岡柳新田郵便局	静岡瀬名郵便局
静岡羽高郵便局	静岡北瀬名郵便局	大谷郵便局	久能郵便局	静岡小黒郵便局
静岡小鹿郵便局	静岡駅南口郵便局	静岡栗原郵便局	静岡堀ノ内郵便局	静岡有東郵便局
静岡高松郵便局	静岡手越郵便局	静岡馬淵郵便局	静岡石田郵便局	静岡丸子郵便局
静岡中村町郵便局	静岡みずほ郵便局	静岡中島郵便局	静岡桃園郵便局	静岡中野郵便局
有度郵便局	清水袖師郵便局	清水高橋郵便局	清水大曲郵便局	清水駅前郵便局
清水江尻郵便局	清水矢倉郵便局	清水狐崎郵便局	清水大和郵便局	清水横砂郵便局
清水御門台郵便局	清水押切郵便局	清水下野郵便局	清水吉川郵便局	清水三保郵便局
清水駒越郵便局	清水幸町郵便局	清水草薙郵便局	清水折戸郵便局	清水日立郵便局
清水本町郵便局	清水桜橋通郵便局	清水相生郵便局	清水北矢部郵便局	清水船越郵便局
蒲原郵便局	興津郵便局	穴原郵便局	由比郵便局	和田島郵便局
小島郵便局	庵原郵便局	蒲原中郵便局	河内郵便局	蒲原諏訪町郵便局